

## しまね地域未来投資促進事業補助金（観光） 令和3年度募集案内

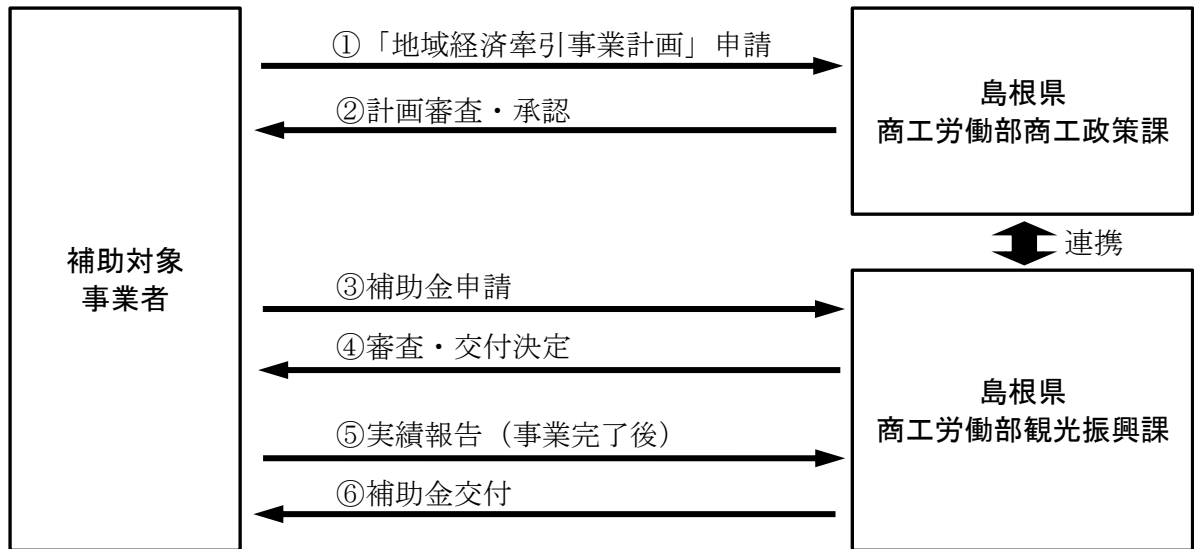
### 1. 趣旨

この補助金は、地域の中核的な企業の新たな取組みを促進し、付加価値の創出や地域経済への波及を図るため、地域経済を牽引していく企業の設備投資等のうち観光に関する取組を支援するものです。

### 2. 補助内容等

対 象 者	次に掲げる要件をすべて満たす企業 (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者 (2) 地域経済牽引企業（島根県が「地域経済牽引事業計画」を承認した企業）
対 象 事 業	<p>「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）」に基づき県が策定した「島根県未来投資促進基本計画」に沿って作成した「地域経済牽引事業計画」に基づく事業で、次に掲げる要件をすべて満たす事業</p> <p>(1) 地域の特性を活用した事業であること（ア～ウのいずれか）                  ア 島根の古き良き歴史・文化、豊かな自然などの観光資源を活用した観光                  イ 世界ジオパークなど魅力ある隠岐諸島の観光資源を活用した観光                  ウ 「縁の道～山陰」の形成に向けた日本の原風景や自然体験などの観光資源を活用したインバウンド</p> <p>(2) 事業計画期間終了時に、補助事業導入年度比で付加価値額が3,029万円以上増加する見込みであること</p> <p>(3) 事業計画期間終了時に、補助事業導入年度比で売上額が3%以上若しくは付加価値額が9%以上増加する見込みであること</p> <p>(4) 以前に本補助金の交付を受けていないこと</p> <p>※上記要件(1)～(3)については、島根県における地域経済牽引事業計画の承認要件と同様です。                  ※上記要件(2)(3)については、地域経済牽引事業計画が3年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、その計画期間で按分した値とします。</p>
対 象 経 費	<p>事業推進にあたり必要な下記の経費</p> <p>(ハード事業)                  主に観光旅行者の利用に供される遊園施設、文化施設、鑑賞施設、食事休憩施設、宿泊施設等の整備に要する経費（工事費、設備費）                  ただし、経年劣化等による修繕や設備更新は除く。</p> <p>(ソフト事業)                  地域経済牽引事業計画に定める観光誘客等の事業に要する経費（委託費、専門家経費、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、その他経費）</p>
補 助 率	(ハード事業) 1/2（千円未満切り捨て） (ソフト事業) 2/3（千円未満切り捨て）
補助限度額	5,000千円

### 3. 申請手続きの流れ



### 4. 事業の実施期間

補助金交付決定日から令和4年3月31日まで

### 5. 募集期間

令和3年4月1日（木）～5月31日（月）※午後5時必着

### 6. 応募方法

しまね地域未来投資促進事業補助金交付要綱に定める補助金交付申請書（様式第1号）及び添付書類を下記の提出先まで提出してください。

本補助金は、地域経済牽引事業計画の県承認を申請の要件としておりますので、承認を受けられていない場合は、早めに下記までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

しまね地域未来投資促進事業補助金（観光）交付要綱、申請様式

[http://www.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/josei/mitaitoshi\\_kanko.html](http://www.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/josei/mitaitoshi_kanko.html)

島根県未来投資促進基本計画（観光）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/tourism/tourist/kankou/josei/kihonkeikaku-kankoh.html>

### 7. 申請書類の提出先（お問い合わせ先）

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県商工労働部観光振興課観光企画グループ 川崎

TEL 0852-22-5625 FAX 0852-22-5580

### 8. 審査・採択・決定

- (1) 事業の内容について、ヒアリングを実施する場合があります。
- (2) 事業の採択は、審査により決定します。
- (3) 採択した事業については、実施方法や執行額などに条件を付す場合があります。
- (4) 審査・採択基準は、概ね下記のとおりです。
  - ・地域の特性が十分に活用されているか
  - ・高い付加価値の創出が期待できるか
  - ・高い経済的効果が期待できるか
- (5) 審査結果（採択・不採択）は、結果確定後速やかに通知します。